

議会運営委員会

令和5年8月24日午前9時から第一会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎木澤 正男

○溝部真紀子

齋藤 文夫

嶋田 善行

横田 敏文

宮崎 和彦

奥村 容子

中川 議長

2. 理事者出席者

総務部長 西巻 昭男

3. 会議の書記

議会事務局長 佐谷 容子 同 係 長 吉川 也子

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時）

署名委員 嶋田委員、横田委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名いたします。

会議録署名委員に、嶋田委員、横田委員のお二人を指名いたします。お二人には、よろしくお願ひします。

本日の議事日程は、お手元に配布しておりますレジメのとおりでございますので、レジメに沿って進めてまいります。

初めに、1. 協議事項、（1）令和5年第4回斑鳩町議会定例会についてを議題とします。

①会期日程については、6月15日開催の議会運営委員会で確認しました日程案のとおり、9月1日（金）から9月26日（火）までの26日間の会期日程で決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

令和5年第4回斑鳩町議会定例会は、9月1日（金）から9月26日（火）までの会期26日間ということで決定します。

次に②付議予定議案等の取扱いについて、日程順に確認してまいりますので、議事日程と委員会付託表とをあわせてご覧ください。

まず、日程1. 会議録署名議員の指名、日程2. 会期の決定をいたしまして、次に、日程3から日程5まで、閉会中の各常任委員会の審査の概要につきまして、各委員長から報告を受けることとします。

次に、提出されました議案を一括上程し、町長から総括提案説明を受け、その後、議事日程に従って議事を進めることとします。

それでは、各議案の取り扱いについて、付託先などの確認をさせていただきます。

日程6. 議案第22号 斑鳩町印鑑条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託。日程7. 議案第23号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についても、厚生常任委員会に付託。日程8. 議案第24号 斑鳩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についても、厚生常任委員会に付託。日程9. 議案第25号 令和5年度塵芥収集車（プレス式パッカー車）の取得についても、厚生常任委員会に付託。日程10. 議案第26号 令和5年度デジタル防災行政無線システム戸別受信機の取得については、総務常任委員会に付託。日程11. 議案第27号 令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）についても、総務常任委員会に付託。日程12. 議案第28号 令和5年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）については、厚生常任委員会に付託。日程13. 議案第29号 令和5年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についても、厚生常任委員会に付託。日程14. 議案第30号 令和5年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についても、厚生常任委員会に付託。

日程15. 認定第2号から日程20. 認定第7号までの令和4年度各会計の決算認定にかかる6議案については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

よって、日程15. 認定第2号から日程20. 認定第7号までの6議案については、決算審査特別委員会を設置し、付託します。

なお、この決算審査特別委員会につきましては、既に各委員会で委員の選任をしていただいているところですが、本会議初日に、6議案を一括議題として取り上げて総括質疑を行った後、委員会条例第5条の規定に基づき、委員7名の決算審査特別委員会を設置することについて会議に諮っていただき、次に、委員会条例第7条第4項の規定に基づき、議長から特別委員を指名していただくこととします。

次に、日程２１．同意第２３号 斑鳩町教育委員会委員の任命について同意を求めることについて、および日程２２．同意第２４号 斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについては、人事案件ですので、慣例により、委員会付託を省略し、初日に諮ることとします。

次に、日程２３．報告第１５号 令和４年度斑鳩町水道事業会計継続費精算報告書の報告について、および 日程２４．報告第１６号 令和４年度斑鳩町下水道事業会計継続費精算報告書の報告については報告案件ですので、慣例により、初日に報告を受けることとします。

本会議初日に提出される予定の議案につきましては、以上のとおりでございます。ここまで確認しましたとおり付議議案の取り扱いをしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長には、ただいま確認しましたとおり、付議議案の取り扱いをしていただきますようお願いいたします。

なお、初日にお諮りする、同意第２３号、同意第２４号について、討論の有無は初日の全員協議会でご確認いただくこととなりますが、もし討論となった場合、本会議における討論につきましては、これまでの例により、賛否の討論者をそれぞれ１名ずつとすることで確認しておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

賛否の討論は、各１名ずつということで、確認をしておきます。

ここで、事務局より、９月議会の新型コロナウイルス感染症予防対策について相談があるとのことですので、発言を許可します。 佐谷議会事務局長。

議会事務

おはようございます。議会事務局より、９月議会の新型コロナウイルス感

局長

染症予防対策についてご相談させていただきます。

新型コロナウイルス感染症が5月8日から5類へ移行したことに伴い、5月の当委員会で今後の対策について協議し、6月議会からは、公務の取扱いは解除、傍聴席数は3分の1から2分の1に変更としましたが、5類移行後も感染者数が再び増加傾向であったことなどを考慮し、そのほかの対策については、今までどおり継続することに決まりました。

また、今後の議会は、議会の都度、閉会中の当委員会で対策についてどのように対応するのかを協議することとなっておりますので、本日は9月議会についてご相談させていただきます。

まず1点目、議場における新型コロナウイルス感染防止対策についてです。議員席、傍聴席及び議場の扉、理事者の出席につきまして、6月議会と同様に、議員席・傍聴席は1席ずつあけて着席、議場の扉は開放、エレベーター南側のガラス扉を閉める、理事者の出席は理事者判断で縮小するかどうかをご協議いただきたいと思いますと思っております。

2点目、本会議における町長の提出議案説明朗読の一部省略についてです。6月議会と同様に、事前に配布される文書をあらかじめ読んでいただき、本会議での朗読については説明部分を省略される議事運営について、9月議会も同様に行うかご協議をお願いいたします。

3点目、決算審査特別委員会が9月8日、11日、13日に予定されておりますが、昨年と同様に、冒頭の監査委員報告から歳入全般までと表決の時の出席理事者を最小限にしたいと考えております。

これらのことについて、ご協議いただきますよう、委員長におかれましては、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

委員長

ただいま、9月議会の新型コロナウイルス感染症予防対策について事務局から説明がありましたが、これについて質疑、意見があればお受けします。

定例会ごとに諮りましょうということですがけれども、前回と同様の対策でどうかという提案ですがけれども、それでよろしいですか。

嶋田委員。

嶋田委員

もうそろそろ縮小していったらどうかなという気はしています。

委員長 具体的にどの部分についてというのはございますか。
嶋田委員。

嶋田委員 換気はしていかなあかんかなとちがうかなと思うけれども、理事者のほう
はマスク等いつもしておられますし、その中での感染というのはちょっとな
いのではないかなと思っておりますので、理事者の発言、町長の提案説明等
はしていただいたらどうかなという気はしております。

委員長 今、嶋田委員からそういうご意見いただきましたけれども、コロナが結構
流行っているというのもお聞きしてまして、部長のほうで職員さんの中で
ですね、今、コロナの感染状況、わかる範囲で構いませんので、どんな状況
か聞かせてもらえますか。 西巻総務部長。

総務部長 職員それぞれは感染対策と取っている中ではございますが、まったく収ま
っているという状況ではなくて、各課においても発生している状況には変わ
りございません。以上です。

委員長 結構職員さんの中でも感染されて欠席されている方がいらっしゃるとい
うこともお聞きしていますので、ちょっとそこはまだ気を付けたほうがいい
のかなと思うんですけど。

ほかの委員さんいかがでしょうか。

齋藤委員。

齋藤委員 傍聴者がいらっしゃると思いますので、町長の趣旨説明は、やはり傍聴者
がわからないと何をしているかわからないと思いますので、少なくとも町長
の趣旨説明はやっぱり省略しないでやったほうがいいのではないかなと思
います。

委員長 今、町長の総括提案説明の一部省略を元に戻すというのと、理事者の出席
についてもマスクして対策はしているので、最小限ということで出席してい

ただいたらどうかという二つのご意見いただきましたけれども、それに対してのご意見とか、またほかにもご意見あればお聞きしたいんですが。

横田委員。

横田委員 私も町長の提案説明についてはやっていただいて、あと理事者の出席については前回同様でいいのではないかなと思います。

委員長 ほかの委員さんいかがでしょうか。

奥村委員。

奥村委員 まだ少し、表には出ていませんけども数的にいうとコロナウイルス蔓延しているという様子も聞いておりますので、ちょっとしばらく様子を見てはいいかなと思いますが。

委員長 それは今まで、事務局の提案のとおりということですか。

奥村委員 はい、と思います。

委員長 宮崎委員。

宮崎委員 私も齋藤委員のほうがいいと思いますけど。町長提案だけでいいと思います。

委員長 溝部委員。

溝部委員 私も町長の提案説明はしていただいて、あとは前回と同じ形でいいかと思っています。

委員長 いろいろご意見お聞かせいただく中で、町長の総括提案説明の一部省略については元に戻すというのと、理事者の出席についてはやはり前回と同様でいいのではないかというご意見ですけれども。

嶋田委員。

嶋田委員 結構です。

委員長 そうしましたら、町長の総括提案説明の省略についてはもう解除するというのと、理事者の出席については理事者判断で最小限にさせていただくということで対策をとっていかうと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 それでは、事務局の提案のあったことに加えまして、町長の総括提案説明の一部省略については朗読をしていただくということで、この9月議会についてはそのように対策をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上で、(1) 令和5年第4回斑鳩町議会定例会についてを終わります。

次に、(2) 要望書等の取扱いについてを議題とします。

これまでに2件の陳情書をお受けしております。これらの取り扱いについてご協議いただきたいと思ひます。

初めに、この文書を受けた経緯について、簡単に事務局から説明をお願ひします。 佐谷議会事務局長。

議会事務 局長 それでは、これまでに提出を受けました2件の要望書等につきまして、提出を受けた経緯などをご報告させていただきます。

まず、1点目、「2023年原水爆禁止国民平和大行進への支持賛同・参加を求める要請書」については、6月27日に、原水爆禁止国民平和行進奈良県実行委員会の平和行進が斑鳩町にお越しになられまして、受け取ったものでございます。内容としましては、日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求めるなど、核兵器のない世界と非核平和のアジアと日本の実現行動をおこされたいというものです。

2点目、「住宅リフォーム助成制度の実施(再開)・拡充に関する要請書」については、令和5年8月4日に、斑鳩町建築・労働協働組合 斑鳩支部の支部長 田中輝彦氏らが来庁され、受け取ったものでございます。陳情の趣

旨は、新型コロナウイルス感染症の脅威は、地域建設業界にも深刻な影響を与え、この影響の長期化や建材価格の高騰等に鑑み、住宅の省エネルギー化等に資する「住宅リフォーム助成制度」を実施(拡充)・再開してください、とのことです。なお、本要請書と同じ内容のものが町長にも提出されており、こちらにつきましては、文書回答は不要ということで提出者から聞いておられますので、申し添えます。

以上、これまでに提出を受けました2件の要望書についての概要でございます。

委員長

ただいま議会事務局長から説明がありましたが、この取り扱いについて、委員皆様のご意見をお聞きしたいと思っておりますが、今回文書はじめてこの場でみていただいておりますので、読んでいただく時間を取ろうと思っておりますので、暫時休憩いたします。

(午前9時12分 休憩)

(午前9時16分 再開)

委員長

再開します。

それでは、これらの要望書の取り扱いについて、ひとつずつご意見をお聞きしたいと思います。

まず1点目、「2023年原水爆禁止国民平和大行進への支持賛同・参加を求める要請書」について、委員皆様のご意見をお受けいたします。

嶋田委員。

嶋田委員

配布にとどめておいてはどうかと思います。

委員長

ほかの委員さんいかがでしょうか。

齋藤委員。

齋藤委員

配布でいいと思います。

委員長 ほかの皆さんも配布でいいでしょうか。

(異議なし)

委員長 ただいま議題となっております「2023年原水爆禁止国民平和実行への支持賛同・参加を求める要請書」については、各議員に配布にとどめるということで確認しておきます。

そででは、2点目、「住宅リフォーム助成制度の実施(再開)・拡充に関する要請書」について、委員皆様のご意見をお受けします。

横田委員。

横田委員 本件はですね、生活応援券の事業もありますんで、本件は議員配布でいいのかなと思います。

委員長 ほかの委員さんいかがでしょうか。

齋藤委員。

齋藤委員 配布でいいと思います。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 私も配布でいいと思いますけれども、以前に500万の、たぶん500万だったと思うんですけれども、予算でこういうことをされて、8,500万に上がったという経緯があります。これは、先ほどの局長の説明では理事者側にも出されているということなんで、要はお金のかかることですので、理事者側がどう判断されるか、そこら辺を見て、もしかGOということであれば、また議会にも相談されると思いますんでね、配布にとどめて議員個人が考えていくということではないのかなと思います。

委員長 ほかの委員さんも配布という形よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

そうしましたら、ただいま議題となっております、「住宅リフォーム助成制度の実施(再開)・拡充に関する要請書」については、各議員に配布にとどめるということで確認しておきます。

以上で、(2) 要望書等の取扱いについてを終わります。

総務部長には、他の公務もありますので、ここで退席していただくこととします。お疲れ様でした。

暫時休憩します。

(午前9時19分 休憩)

(午前9時19分 再開)

委員長

再開します。

次に、(3) 今年度の検討事項について、①議会議員の請負の状況の公表に関する条例及び条例施行規程についてを議題とします。

まず、資料1について、事務局から説明をお願いします。

佐谷議会事務局長。

議会事務
局長

それでは、議会議員の請負の状況の公表に関する条例及び条例施行規程についてでございます。資料1をご覧ください。

前回の議会運営委員会において、斑鳩町議会で議会議員の請負の状況の公表に関する条例と条例施行規程条例を制定される方向とされましたので、本日は資料にもとづき、今後、町議会において検討が必要な項目等について、ご確認いただきます。

まず、1ページ目(1)議会議員の請負の状況の公表に関する規定の必要性についてです。地方自治法の改正により、「各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が普通地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額を超えない者を除く」が加えられ、政令で定める一定金額、これは税込300万円でございますが、この300万円までは、議員個人による町との請負が規制の対象から除かれ

ることになりました。

法改正時の総務大臣通知では、「議会の運営の公正、事務執行の適正が損なわれることがないように、例えば、条例等の定めるところにより、地方公共団体に対し請負をする者である議員が、当該請負の対価として各会計年度に支払を受けた金銭の総額や請負の概要など一定の事項を議長に報告し、当該報告の内容を議長が公表することなど、各地方公共団体において、議員個人による請負の状況の透明性を確保するための取組を併せて行うことが適当であること」との助言がなされているものでございます。

続きまして、(2) 条例・規程(例)における各議会で検討が必要な事項についてです。全国議長会が作成された条例・規程(例)に沿って、規程を制定していくとしましても、次の4点につきましては、各町村議会で検討が必要です。1点目は報告等の保存期間を何日間にするのか。2点目、請負状況等報告、報告の訂正、報告等の写しの交付等はどのような方法ですのか。3点目、報告等の閲覧開始日を何日目からにするのか。4点目、条例・規程の施行日と適用時期をいつにするのか。この4点でございませう。

ページをめくっていただきまして、まず、①報告等の保存期間、これは条例(例)の第4条関係でございませう、そちらにつきまして、条例(例)の記載内容は、(報告等の保存及び閲覧等)、第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して〇年を経過する日まで保存しなければならない。となっております。

条文解説では、「〇年を経過する日」は、各議会の文書管理規定等にもよるが、議員任期が4年であることを考慮のうえ、各議会で判断して整理されたいとしております。参考としまして、町の類似規定としてあげております「政治倫理確立のための斑鳩町長の資産等の公開に関する条例」でございませう、こちらのよく似た規定によりませうと、(資産等報告書等の保存及び閲覧)につきまして、こちらは5年と定められています。こちらは二重線を引いている部分でございませう。

次に、②報告、訂正、写しの交付にかかる様式・提出方法についてです。規程(例)では、第2条の報告、第2条第2項の訂正、第5条の報告等の写しの交付等、いずれの条項でも、様式のあとに「又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定

めるものにより行わなければならない」という文章がついています。その部分には下線を付しています。条文解説では、「議長が定める電子情報処理組織を使用する方法等については、例えば電子メールとする旨を議長の決裁により別に定めること等が考えられる」と示されていますが、これは様式を使用せずに、電子メール等で必要事項を入力する方法も可能とする内容でございいます。この方法を適用するか、または持参・郵送・電子メールいずれの方法であっても、様式を使用するかをご検討いただきたいと思います。

なお参考としまして、今年3月に斑鳩町議会で制定されました、斑鳩町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の規定を記載しております。こちらの規定では、(開示請求書)第9条、条例第19条第1項に規定する開示請求書は、開示請求書(様式第1号)によるものとする。となっております。こちらによりまして、電子メールでありましてもこの様式を使うというのが、3月に制定いただきました、斑鳩町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の規定となっております。

それでは次に、③報告等の閲覧開始日です。規程(例)では、当該報告をすべき期限の翌日から起算して〇日を経過する日の翌日から、議長が指定する場所において、議長が指定する時間中にすることができる。となっております。条文解説では、「〇日を経過する日の翌日」については、各議会で報告及び訂正を処理するための事務処理期間を踏まえ、各議会で整理されたい。とあります。参考として、類似した町の規定としてあげております「政治倫理確立のための斑鳩町長の資産等の公開に関する規則」でございいますけれどもこちらによりまして、60日と定められております。

最後に、④条例・規程の施行日と適用時期でございいます。条例(例)の記載内容は、施行期日でございいますが、この条例は、令和〇年〇月〇日から施行し、令和〇年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。となっております。条文解説では、附則は、施行期日を定めるが、この条例がどの会計年度から適用されるかを明確にするため、令和〇年4月1日から始まる会計年度における請負から適用することを定めるものであるとなっており、「令和〇年4月1日に始まる会計年度における請負」については、例えば「令和5年4月1日に始まる会計年度における請負」が想定される。この場合、改正法の施行日である令和5年3月1日からの一か月分の請負の取扱いに

については、条例制定の趣旨を考慮し、条例が適用されないものの条例の取扱いに準じて請負状況等の報告、公表を行う対応が考えられる。また、条例の適用を「令和4年4月1日に始まる会計年度における請負」として条例に基づき請負状況等を行うことも考えられる。と示されておりまして、これはですね、現在条例制定を検討していただいておりますけれども、令和5年、本年度からの適用も可能ということで読み替えることができます。

次に、今後のスケジュール(案)でございます。9月の委員会で、検討事項の方向性を出し、11月の委員会で、条例(案)・規程(案)の内容を確認・協議、12月議会での条例(案)の上程。また、施行規程も内容を決定し、全協で確認いただいた後に議長決裁により制定となります。条例が可決されましたら、規程の議長決裁が完成いたしましたら、条例・規程の施行、適用開始というスケジュール(案)でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長

ただいま事務局から説明がありました。今日これ資料も出ささせていただいて、初めて目を通していただきますので、もし今何かお聞きになりたいことがあったら、質疑お受けしたいと思いますが、基本的には次回の当委員会で質疑もお受けしながら議論させていただこうかなと思いますが、今日何かお聞きになりたいこともしあればお受けいたします。

嶋田委員。

嶋田委員

今日配っていただいた2ページの下の段、アンダーライン引いてあるんですが、電磁情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法って、これは何です、具体的に。

議会事務局
局長

委員さんおっしゃるよう大変ややこしい書き方をされているんですけども、この方法を議長が定めるものと最後に書いておりまして、その議長が定めるものが例えばですけども、電子メールということが議長会が出している条文解説には書かれておりますので、その下線を引いている部分をそのままイメージとしては電子メールと考えていただきますと一番わかりいただけかと思いますが、以上でございます。ただ、先ほども申しましたけれ

ども、これは様式を電子メールにのせて送るのではなくて、様式または電子メールなので、電子メールに様式に書いてあるようなことを書いて提出するのも可能という規定案でございますので、ご了承くださいませようお願い申しあげます。

嶋田委員 以前に配っていただいたものを読んでいて、たぶん電子メールではないかなと思っていたんですけども、その場合に今おっしゃった様式ですね、を作成、事務局のほうでされて、やっていくのかなという思いを持っていたんですわ。はい、わかりました、また今後いろいろ審議させていただきます。

委員長 ほかの委員さんはいかがでしょう。

(な し)

委員長 そうしましたら、今日のところはこれについては資料の提出と説明を受けたということで終わっておきまして、次回以降の委員会で改めて議論していただくと思いますので、今日のところはこれで終わってきます。

次に、②議会の動画配信に関する調査・研究についてを議題とします。

前回、齋藤委員から提案いただいて、検討テーマとして取り上げようということで確認をさせていただきましたけども、具体的にどのような形で検討を進めていくのか、という点につきまして今日は協議をさせていただこうかなと思うんですけども、これ齋藤委員、ご提案いただいた齋藤委員のほうから、こういう形でとかいうのがもしあればご意見をお聞かせいただきたいと思うんですけど。

齋藤委員。

齋藤委員 イメージですけども、スマホとかパソコンとかでリアル、もしくはあとでオンデマンドで見れるような形でできたらというふうなイメージです。ただ、ユーチューブでやるのかどうやってやるのか、そのへんはイメージないんですけども、住民が議会に傍聴に来なくても、リアルタイムで見れる、もしくは仕事で見れなかった場合は、夕方家に帰って後でオンデマンドで見直

すことができると、そういうふうな形にすれば住民が議会に対してどのようなことをやっているのかというのが理解していただけるんじゃないかなというふうなことです。

委員長

以前にもこのテーマにかかわることについて、議論させていただいたこともありまして、その時にいただいた意見だと動画配信するんだったら最初からお金をかけて、きちっと整備をして住民さんが見やすい形で見てもらう方がいいというご意見もありましたし、それかもう最初はもうお金かけやんとやれる形でやってみて、それから住民さんの要望があれば、需要があればお金をかけていってはどうかという意見もありましたし、そもそも本会議なり委員会なりを動画配信するということについてそもそもそれを可とするのかどうなのかという議論も必要かなというふうに思うんです。

方法については前段として可とするのか不可とするのかということを経験させてもらって、可とするとなった場合に方向について検討していくという段取り的にはそんな形になるのかなと思うんですけど。私ちょっと考えていると、そういう検討の仕方がいいのかと思うんですけども、それについては皆さんいかがでしょうか。

それか、動画配信することについて、ちょっと待ったと、ちょっと難しいんじゃないかというご意見お持ちの方がありましたら、それかちょっとこの場ではわからないということであれば、また次回以降の委員会で議論させていただこうと思いますけれども。流れとしてはそういう形で段階踏んで議論させていただいてよろしいですか。

私としてはできるだけどんな方法があるのかなというのを含めて調査検討はしたいなと思うんですけど、やるかやらないかは別として。

嶋田委員。

嶋田委員

以前にお話があって、ホームページを充実させたらどうかということで、ある一定の結果が出て、それに則って今ホームページやっておられますよね、そのまず検証が先ではないかなと。その住民さん議会でどんなことやってるのか、よくわかるおっしゃるけども、ホームページなり読んでおられるのかどうか、そこら辺の検証も必要やし、あえて言えば議会に興味をもっ

てもらうには、いろんな議論をつくしていかなあかん、議会の中で。理事者と議会がいろいろ丁々発止の議論をしていかなあかんと。ただ、理事者が言わはること、はいはいわかりました、だけではそりゃ住民は面白くないですわ。そやから議会を面白くする、興味を持ってもらうまず努力が必要ではないかなと、私はそのように思います。

委員長 それはそれとして、前回ホームページを充実するというので、それをどれぐらい閲覧いただいているのか、数字をですね、また次回の委員会までに整理をさせてもらって資料に。 佐谷議会事務局長。

議会事務 次回の委員会までに取りまとめさせていただきたいと思います。

局長

委員長 そうしたら、その検証も次回させてもらいながら、ということで今、嶋田委員からご意見いただいたものを加えてですね、流れの中に組み込んでいきたいなと思います。

そしたらほかにもっとこういう形で検討が必要じゃないかとか、ご意見ありましたらお受けしたいと思いますが。一応私の説明させていただいたのと、嶋田委員から提案のあったこととで、次回準備させていただこうと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 そうしましたら、次回以降ですね、資料も整理しながら、検討議論をさせていただこうと思います。

今日のところはこれで終わらせてもらってよろしいですか。

(異議なし)

委員長 それでは、以上で終わっておきます。

1. 協議事項については、以上で終わります。

次に、2. その他について、各委員から質疑、ご意見等があれば、お受け

します。

(な し)

委員長 議長から、ございませんか。

(な し)

委員長 事務局から、何かございませんか。

(な し)

委員長 それでは、他にご意見等もないようですので、その他についてもこれをもって終わります。

以上をもちまして、本日予定しておりました案件は全て終了しました。
なお、本日の委員長報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただき
たいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

それでは、これをもって本日の議会運営委員会を閉会します。

お疲れ様でした。

(午前9時41分 閉会)